

令和5年度における大月市の障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和5年6月1日策定

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 適用範囲

調達方針は、本市の全ての機関における物品等の調達に適用する。

2 対象となる障害者就労施設等

この方針において調達の対象となる障害者就労施設等は、山梨県内に所在地又は住所がある障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する物品等の調達が可能な障害者就労施設等とする。（別表）

3 調達の推進方法

- (1) 物品等の調達に当たっては、分野に限定することなく、可能な限り障害者就労施設等から調達するよう努めるものとする。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の推進は、国、山梨県及び大月市における障害者就労施設等からの調達に関する指針、各種施策との調和を図るものとする。
- (3) 福祉介護課は、障害者就労施設等から調達可能な物品等の情報を市の機関に提供する。
- (4) 市の機関は、提供された情報を基に障害者就労施設等への発注に努める。
- (5) 障害者施設等への発注に当たっては、可能な限り計画的に行い、障害者就労施設等の供給能力に合わせ納期等の設定に配慮するよう努める。

4 調達の目標

調達の目標は、調達額が前年度の実績を上回ることとする。

（令和4年度調達実績 686,920円）

5 調達実績の集計、公表

調達実績は、会計年度が終了後、福祉介護課が各機関に照会の上集計し、速やかに公表する。

別表

障害者就労施設等

<p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等</p> <ul style="list-style-type: none">ア 就労継続支援事業所（A型・B型）イ 就労移行支援事業所ウ 生活介護事業所エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設）オ 地域活動支援センターカ 小規模作業所
<p>(2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所</p> <ul style="list-style-type: none">ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）<ul style="list-style-type: none">① 障害者の雇用者数が5人以上② 障害者の割合が従業員の20%以上③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
<p>(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体</p>